

令和6年度三原市ガソリン等給油用カード発行等業務仕様書

1 業務名

令和6年度三原市ガソリン等給油用カード発行等業務

2 実施期間

令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで

3 業務概要

- (1) 受注者は、三原市（以下「市」という。）からの申込みに基づき、市が所有又はリースしている公用車毎に部署名等をカード名義人として、ガソリン等給油用カード（以下「カード」という。）を発行する。
- (2) 受注者は、市がカードを提示することでガソリンスタンド等で給油を受けたガソリン等の代金について、受注者とガソリンスタンド等の契約に基づき遅滞なく支払いを行う。
- (3) 受注者は、市が(1)で発行したカードをガソリンスタンド等で提示することにより提供を受けたガソリン等の代金について、市の指示に基づき、毎月1回、(1)で発行したカードごとに請求を行う。
なお、請求書には、請求合計額の外、それぞれの利用内容の内訳が容易に分かるように利用明細を表示もしくは提出すること。
- (4) 受注者は、市の指示によりカード約200枚を発行すること。
なお、このカードは原則として2の実施期間から使用できるようにすること。
- (5) 受注者は、(4)の後にカードが必要となったときは、速やかにカードを追加で発行すること。
- (6) 受注者は、市に発行したカードの不正使用等が疑われる場合、速やかに市に報告すること。